

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏 名 有限会社丸武産業
代表取締役 杉下 勝司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 浅井 克之



許可の年月日 令和 4年 1月25日

許可の有効年月日 令和 5年11月27日

複写
厳禁

1 事業の範囲

(1) 中間処理（破碎・分別）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理（圧縮梱包）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理（選別）

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鉛さい

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(4) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 6種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種 類：破碎・分別施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1、3480番2

許可番号 02121037800

設置年月日：平成14年12月24日

処理能力：ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 16t／日（2t／時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2)種 類：破碎施設1

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3481番1 外4筆

設置年月日：平成16年3月4日

処理能力：

廃プラスチック類

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

紙くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

木くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

繊維くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

3.2t／日（0.4t／時間）

3.1t／日（0.39t／時間）

4.3t／日（0.54t／時間）

2.2t／日（0.27t／時間）

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3)種 類：圧縮梱包施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成17年7月4日

処理能力：

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

紙くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

繊維くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

金属くず（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

3.15t／日（0.394t／時間）

4.3t／日（0.538t／時間）

3.86t／日（0.483t／時間）

3.25t／日（0.407t／時間）

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(4)種 類：選別施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成18年2月2日

処理能力：

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鉱さい

276m³／日（34.5m³／時間）

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(5)種 類：破碎施設2



許可番号 02121037800

設置場所：岐阜県高山市丹生川町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成22年4月8日

処理能力：

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。） 4.56t／日 (0.57t／時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

がれき類

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

4.56t／日 (0.57t／時間)

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(6)種類：移動式破碎施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成22年4月8日

処理能力：廃プラスチック類（廃塩化ビニル管に限る。）

2.1t／日 (0.258t／時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年 1月27日 産業廃棄物処分業許可（新規）
平成16年 3月31日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成17年 7月 4日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成17年 8月 9日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成18年 2月 8日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成18年11月29日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成20年 1月27日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成22年 5月17日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成25年 1月27日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成28年11月28日 産業廃棄物処分業許可（更新）（優良認定）
平成29年12月22日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成31年 1月15日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和 4年 1月25日 産業廃棄物処分業許可（変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無